○関東地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月五日

関東地方整備局長　泊　　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡南部町中野字中尾三六五八番八地先から同町中野字中田三〇八一番一まで	前	一九・〇一～二三・〇七メートル	四三・一五メートル
	後	二三・〇七～一九・〇一メートル	一二五・八九メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月五日

関東地方整備局長　泊　　宏

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡南部町中野字中尾三七九三番から同町中野字中田三一二一番一まで	前	最大　一八四・七七メートル 最小　三六・九五	〇・三〇〇キロメートル
	後	最大　一八六・五九 最小　三六・九五	〇・三〇〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○東京都公安委員会告示第三十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成三十年二月十日から、その効力を生ずるものとする。

平成三十年二月五日

東京都公安委員会委員長　渡邊　佳英

一　名称　松葉会

二　主たる事務所の所在地　東京都台東区西浅草二丁目九番八号

三　代表する者の氏名　荻野　義朗

四　代表する者の住所　群馬県高崎市高関町三百十六番地

五　指定番号　三〇一八―一（平成二十七年二月三日東京都公安委員会告示第三十三号により公示した指定番号三〇一五―一）

○福岡県公安委員会告示第二十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成三十年二月十日から、その効力を生ずるものとする。

平成三十年二月五日

福岡県公安委員会委員長　藤本　昭

一　名称　三代目福博会

二　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区千代五丁目十八番十五号

三　代表する者の氏名　金　寅純

四　代表する者の住所　福岡県福岡市博多区千代五丁目十八番十五号

五　指定番号　九〇一八―一（平成二十七年二月三日福岡県公安委員会告示第二十九号により公示した指定番号九〇一五―一）

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領

二月一日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十九年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十九年度特別会計補正予算（特第1号）

法律公布奏上通知書受領

二月一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律

議案通知書受領

二月一日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十九年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十九年度特別会計補正予算（特第1号）

質問書提出

二月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理が仮病を使い平昌冬季五輪の開会式に欠席することの是非に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

森林環境税の多重の税負担の可能性に関する質問主意書（城井崇提出）

生活保護制度における不正受給に関する質問主意書（池田真紀提出）

生活困窮者自立支援法における権利擁護に関する質問主意書（池田真紀提出）

生活保護基準改定における学習支援費に関する質問主意書（池田真紀提出）

裁量労働制で働く労働者と一般の労働者の労働時間の長さに対する認識等に関する質問主意書（山井和則提出）

参議院

議決通知

二月一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二十九年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十九年度特別会計補正予算（特第1号）

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案

報告書提出

二月一日委員長から次の報告書を提出した。

平成二十九年度一般会計補正予算（第1号）及び平成二十九年度特別会計補正予算（特第1号）審査報告書

予算送付及び通知

二月一日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十九年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十九年度特別会計補正予算（特第1号）

法律公布奏上及び通知

二月一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（外務省大臣官房）外務事務官　中川　周

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（二月一日）

内閣府

東宮女官　安東　博子

願に依り本官を免ずる（一月三十一日）

森川真理子

東宮女官に任命する（二月一日）

宮内庁

式部官　麻妻　信一

外務省に出向させる

（外務省大臣官房）外務事務官　宮澤　保貴

式部官に転任させる（以上二月一日）

法務省

高等裁判所長官　林　道晴

法制審議会委員に任命する

最高裁判所判事　深山　卓也

法制審議会委員を免ずる（以上二月一日）